申 請 チ ェ ッ ク リ ス ト

※　該当箇所をチェックし、必要事項を記入してください。

申請者名	
製 品 名	

□　申請者は県内で製造加工する事業者である。
製造所の場所　　市　・　町

1　品目名
□　名称が例示品目として示されているものと同程度のわかりやすいものになっている。

2　製品名
□　通称名ではなく、ブランド名である。バージン製品とリサイクル製品を製造している場合には、はっきりと区別できている。

6　販売場所
□　県民等が製品を入手する場合の手がかりとなるように明確になっている。
（市販されない場合は認定できない。）

7　販売開始（予定）日　　□　既発売　　□　発売予定日　　年　　月　　日
□　販売実績がない場合であっても、製品の仕様等が明確である。6か月以内に販売されることが確実である。

9　製品の原材料等となる循環資源の状況（最も使用割合の高い循環資源の数値）
□　発生場所は主に県内である。
□　基準以上の使用率である。

循環資源名		使用率	%	基準	%

11　廃棄物処分業に該当するか
循環資源は廃棄物か　　□はい　□いいえ
「はい」の場合　処分業許可はあるか　□一廃　□産廃　□ない
「いいえ」の場合　何か　□加工品購入　□副産物（有償）
□副産物（その他）□自社物

12　製品の安全性への配慮
(1) 特別管理廃棄物　□　使用していない。
(2) 溶融スラグ　□　使用しているが、JIS A5031およびJIS A5032中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合している。
□　使用していない。
(3) 土壌の汚染に係る環境基準への適合
□　環境基準の適用は溶出8項目を基準とするが、製品の原料や製造工程、用途を勘案して過大または過小でない。
□　間伐材、食品残さ、畜産ふん尿のような自然素材であるため不要である。
□　適合するデータ試験結果書を添付している。
□　試験方法はJIS K0058-1の5.利用有姿による試験によっている。
□　日付は1年以内である。
□　カドミウム≦0.01mg/l　□　総水銀　≦0.0005mg/l
□　鉛　≦0.01mg/l　□　セレン　≦0.01mg/l

□　六価クロム≦0.05mg/l　　□　ふっ素　　≦0.8mg/l
□　砒（ひ）素≦0.01mg/l　　□　ホウ素　　≦1mg/l
□　汚泥を熱処理せず製品化する場合は項目を追加している。

(4) 土壌汚染対策法の指定基準のうちの含有量基準への適合
□　土壌と混合する可能性がないと判断されるため不要である。
□　適合するデータ試験結果書を添付している。
□　日付は１年以内である。
□　カドミウム≦150mg/kg　　□　総水銀　　≦15mg/kg
□　鉛　　≦150mg/kg　　□　セレン　　≦150mg/kg
□　六価クロム≦250mg/kg　　□　ふっ素　　≦4000mg/kg
□　砒（ひ）素≦150mg/kg　　□　ホウ素　　≦4000mg/kg

13　製品品質の規格
(1) 適合する品質規格は
□　ＪＩＳ性能　　□　共通仕様書　　□　エコマーク
□　その他（　　）
(2) 具体的にどのような基準に適合しているか
（　　）
(3) 他に守るべき基準はないか
（　　）
(4) ＪＩＳ等の公的な規格の認定製品
□ そのことを証する書類を添付している。

添付資料等（様式自由）
(1) 添付資料の整理
□　添付資料一覧表（別記様式第１号付表）を作成し、通しのページを付けて整理されている。
(2) 当該製品の写真
□　製品が明瞭に判別できるものである。（縦90mm×横130mm程度）。
(3) 当該製品の説明書等
□　製品の用途や特徴がわかるものである。
(4) 当該製品の製造加工フロー図
□　原材料の入手段階も含め、製品の製造工程を具体的に明らかにした図である。
(5) 県リサイクル認定製品品質基準に適合していることを証する書類
□　土壌環境基準に関する試験結果書の写し、ＪＩＳ認定書の写し、適合規格の該当部分の複写、適合を証する試験結果書の写し等を添付している。
(6) 製品の品質管理説明書
□　社内で定めている製品の品質管理のための手法や基準を明らかにしている。
(7) 会社案内、パンフレット等
□　会社の組織、事業内容等がわかる会社案内等を添付している。
(8) 製造加工場の付近見取図
□　道路地図、住宅案内地図写し等に製造加工場の所在を示したものを添付している。
(9) 更新申請の場合は、前回認定証写
□　前回認定証の写しを添付している。
(10) その他審査に必要な資料
添付資料名
（　　）